防災活動マニュアル

常　和　区

令和４年７月　改定版

常和区自主防災組織

目　次

第１編　　自主防災組織 目的と役割等

１、 目的　・・・・・・・・・・３

２、 役割等　・・・・・・・・・・３

（１）事業

（２）役員

（３）役員の任期

（４）本部会議・・・・・・・・・・・・・・

第２編　　組織体制と役割分担

１、組織図　・・・・・・・・・・４

２、本部及び各班の対応　・・・・・・・・・・５

第３編　防災活動

【風水害対策】

1、常和区自主防災組織タイムライン　・・・・・・・・・・６

2、常和自主避難ルール　・・・・・・・・・・８

3、大雨・洪水に対する重点パトロール箇所　・・・　・・・・９

4、家庭内の防災対策　・・・・・・・・・１０

（１）普段の防災対策

（２）気象警報等発表時の対策

（３）避難行動

5、避難指示の伝達　・・・・・・・・・１３

（１）避難指示の伝達事項

（２）住民への伝達方法

【地震対策】　（南海トラフ地震の場合）

１、地震発生時のフローチャート　・・・・・・・・１４

２、自主防災組織の対応　・・・・・・・・１５

（１）警戒体制

（２）災害対策本部設置

（３）災害対策本部解散

３、家庭内の防災対策　・・・・・・・・１６

（１）普段の防災対策

（２）警戒宣言　発令時の対策

（３）避難行動

（４）避難場所についたら　※「風水害対策」参照

４、避難指示の伝達　※「風水害対策」参照　・・・・１７

（突発的な大規模地震の場合）

１、地震発生のフローチャート　・・・・・・・・・１８

２、自主防災会組織の対応　・・・・・・・・・１９

（１）災害対策本部設置

（２）災害対策本部解散

３、家庭内の防災対策　・・・・・・・・・１９

（１）普段の防災対策

（２）避難行動

（３）避難場所についたら　※「風水害対策」参照

４、避難指示の伝達　※「風水害対策」参照・・・・・・１９

第４編　避難場所運営委員会の発足

１、地区指定避難場所から指定避難所への避難　・・・・・・・・２０

（１）避難要領

２、避難所の運営　・・・・・・・・・２０

（１）運営の基本方針

３、指定避難所運営計画　・・・・・・・・・２１

（１）避難所運営委員会の組織図

（２）各班の役割

第１編　自主防災組織の目的と役割等

１、目的

常和区自主防災組織（以下「本組織」という。）は、常和区民相互による「共助」の精神に基づく自主的な防災活動や災害時の応急活動等を行うことにより、地震、風水害及びその他の災害（以下「災害」という。）による被害の防止及び軽減を図る事を目的とする。

２、役割等

（１）事業

本組織は、次の事業を行う。

① 災害に対する災害予防及び減災に関すること。
② 防災知識の普及・啓発に関すること。
③ 防災訓練の実施に関すること。
④ 防災資機材等の計画的整備、備蓄に関すること。
⑤ 情報の収集・伝達、消火に関すること、水防、救出・救護、避難誘導、避難場所運営及び給食・給水等の応急対策に関すること。
⑥ 市や他地区の防災会等との連携に関すること。
⑦ その他本組織の目的を達成する為に必要な事項。

（２）役　員

本組織に次の職を置き、役員の任期は各組織の任期とし、再任は妨げない。

① 会　長	代表区長	１名	⑦ 民生児童委員		１名
② 副会長	区長代理	１名	⑧ 交通安全協会		２名
③ 区総代		３名	⑨ 保健補導員　長		２名
④ 南・北	公民館長	２名	⑩ 赤十字奉仕団　長		２名
⑤ 実行班長		１１名	⑪ 各班員		若干名
⑥ 消防団班長		２名	⑫ 防災　チーム		若干名

（３）役員の任務

①会長は、組織を統括し、災害防止及び災害の発生等における応急活動の指揮を行う。
②副会長は会長を補佐し会長に事故が有るときはその職務を行う。
③本部員は、住民に対する啓発活動や防災活動、災害時の応急活動等を行う。
④班長は、本部と連携し班活動の指揮を行う。
⑤班員は、班長の指示により活動を行う。

（４）本部会議

会長は本部会議を開催し、会議では次の事項を審議する。

① 防災活動マニュアルの作成及び改正に関すること。
② 活動計画等に関すること。
③ 防災及び災害時の対応等に関すること。
④ その他、必要と認められること。

また、会議は、会長、副会長、本部員及び各班長によって構成する。

第２編　組織体制と役割分担

【常和区　自主防災組織】

組　織　図

緊急連絡先
南区長
北区長

困ったときの連絡先

佐久市役所	0267-62-2111		
佐久市役所　臼田支所	0267-82-3111		
佐久消防署	0267-64-0119		
北部消防署	0267-82-0119		
佐久警察署　南佐久庁舎	0267-82-0110	南部交番	0267-62-0249
中部電力佐久営業所	0120-984-503		
NTT東日本	0120-444-113	佐久建設事務所	0267-82-3101

対　策　班	平　常　時	災　害　時
本　部	・本部会議の開催 ・防災訓練の計画及び実施 ・防災活動マニュアルの策定及び見直し ・市及びその他団体等との連絡調整	・気象情報分析会議開催 ・総合的な判断及び指示 ・災害対策本部の設置 ・自主避難の判断及び指示 ・災害状況及び避難状況等のとりまとめ ・市及びその他団体等との連絡調整
安否確認・ 避難誘導班	・実行班内の障がい者・高齢者乳幼児の把握 ・支え合いマップの作成 ・災害時の避難方法の確認 情報班と役割を話し合う ・班内の危険個所の確認	・実行班内の警戒レベルごとの避難対象者の安否確認を行い避難誘導し対策本部へ報告する。 ・実行班内全員の安否を確認し対策本部へ報告し、安全な避難先へ避難誘導する
情　報　班	・防災に関する知識の普及 ・避難路・避難場所の周知 ・情報収集・伝達訓練の実施 ・非常持出品の準備と普及	・気象情報等の収集及び伝達 ・被害状況、危険個所、避難状況の把握伝達 ・避難指示等の伝達 ・災害情報の収集及び伝達
救　出 救　護　班	・災害時要援護者の把握 ・応急手当等の知識の普及 ・救護活動に必要な資機材の備蓄及び管理 ・救出及び応急手当訓練の実施 ・避難訓練の実施	・災害時要援護者の避難支援 ・救出・救護者の避難誘導 ・避難指示の伝達 ・被災者の救出活動と応急手当等の救護活動 ・ボランティアの受入れ及び指揮
警　戒　班	・消火用機材の点検及び管理 ・防災資機材の準備及び管理 ・地区の危険個所の把握 ・危険個所のパトロール ・初期消火訓練の実施 ・土のう作り訓練の実施	・重点危険個所のパトロール ・初期消火及び水防活動 ・出火防止の呼びかけ ・安全な避難場所の指示 ・避難誘導 ・避難指示の伝達
避難所運営班	・炊飯用具等の準備と管理 ・非常食及び避難場所に必要な物資の準備及び管理 ・避難場所開設及び運営訓練の実施 ・給食及び給水訓練の実施	・避難場所の開設、受入人数指示 ・避難者受入管理・誘導 ・避難所運営委員会の結成 ・救護者の対応 ・給食及び給水活動 ・救援物資の受入及び配布 ・清掃・衛生管理

（風水害時）常和区自主防災組織タイムライン

	本部活動（区役員・公民館長・消防団班長1名・防災チーム）			実行班ごとの避難活動	
	本部長(代表区長)	副本部長・ボランティア係（区長代理）	防火用水係り(ため池担当総代・水利組合)	安否確認・避難誘導班(実行班長)	情報班(公民館役員)
役割	1.気象情報分析会議開催 2.総合的判断および指示 3.災害対策本部の設置 4.自主避難の判断・指示・避難状況の取りまとめ 5.災害状況等の取りまとめ 6.市・避難所・その他団体との連絡調整	1.本部長補佐 2.ボランティア募集・管理	1.天神久保取入れ口を閉める 2.下宿用水取入れ口を閉める 3.ため池使用者と放水確認・放水　管理	1.安全場所に区民を避難誘導・安否確認報告 2.災害状況の調査報告	1.防災無線・文書・半鐘・電話・訪問など避難情報の伝達 2.被害状況、危険個所、避難状況の把握伝達
警戒レベル1 〈避難情報等〉 早期注意情報 〈住民行動〉 最新情報に注意 災害への心構えを高める	1.気象情報分析会議の開催 2.総合的な判断指示 ・区民への注意喚起、高齢者等状況確認、土のう準備 災害対策本部設置準備、ため池用水対策、 各班活動用備品・資材確認・準備	1.同左本部長内容確認、補佐 2.ご近所宅避難所依頼、確認 ・受入れ人数、受入れ家族数 ・避難弱者の受け入れ可否 3.土のう袋、砂の手配 4.土のう作り準備完了を区民に放送 5.消防団とボランティアで土のう準備 ・公共の場の必要数消防団と確認準備 ・個人宅は個人で準備 **出動**	1.天神久保取入れ口を閉める 2.下宿用水取入れ口を閉める 3.ため池使用者と放水確認 4ため池放水放送 5北ため池放水 6.南ため池放水 7.大昌寺池放水 8.北ため池止水 9.南ため池止水 10.大昌寺池止水 **出動**	1.避難時要支援者の確認 ・区長、民生児童委員に確認 ・実行班ごとに支え合いマップ確認 ・声掛け支援体制 ・消防・自主防災組織等役員の バックアップ体制等確認 2.一時避難所への避難予定者情報を区長に 連絡、 3.高齢者・障がい者・乳幼児等避難準備依頼	1.区民への注意喚起 **出動**
警戒レベル2 〈避難情報等〉 大雨・洪水注意報 〈住民行動〉 避難行動の確認	1.災害対策本部設置の放送 自主防災組織本部役員集合・本部会議開催 ・各責任者に組織員の出欠(業務に当たれるか)確認指示 各組織の体制確認、不足の対応方法指示 ・気象情報の分析確認、雨量・河川水位の監視指示 ・避難所開設準備指示 ・危険な場所にいる高齢者等避難準備（持ち物等）指示	同左本部長内容確認、補佐 1.避難所管理者に連絡・開設依頼 2.避難所開設準備指示 3.避難所収容人数確認 4.避難者情報収集、予定避難先指示		1.災害対策本部設置の放送で公民館に集合 組織の体制確認、不足の対応方法指示 2.介護施設、親戚、ホテル・旅館、友人宅 自宅垂直避難、避難所への避難希望確認 3.避難所への避難者数の確認、区長に報告	1.災害対策本部設置の放送で公民館に集合 組織の体制確認、不足の対応方法指示 2.県の防災情報、市の防災情報、気象情報等の収集分析 雨量計、川の水位確認状況、避難行動の確認を区民に放送 （被災時用に食料・水の備蓄、避難時の食料確保、避難時の防犯確認等放送）
警戒レベル3 〈避難情報等〉 高齢者等避難 〈住民行動〉 危険な場所から高齢者・障がい者等避難	1.避難場所に避難開始の連絡指示 2.高齢者・障がい者・乳幼児等避難開始 川沿い・土砂災害特別警戒区域は避難開始放送 3.民生児童委員、実行班長から避難結果報告受理(携帯) 班ごとの避難終了報告受理 4.一般高齢者等避難開始放送 班ごとの避難終了報告受理	同左本部長内容確認、補佐 1.避難所準備完了報告受理 2.実行班長に避難誘導開始指示 3.高齢者等避難終了報告受理		1.高齢者・障がい者・乳幼児等避難誘導 2.災害対策本部に避難終了報告 3.危険な場所以外の高齢者等避難誘導 4.災害対策本部に高齢者等避難終了報告	1.危険な場所の高齢者・障がい者・乳幼児等に避難情報伝達 2.実行班長と連携して避難情報の伝達・誘導を行う
警戒レベル4 危険な場所から全員避難 命の危険！直ちに身の安全確保	1.危険な場所から全員避難放送 2.災害対策本部変更放送 3.災害本部変更連絡(市常和担当窓口) **避難**	同左本部長内容確認、補佐 **避難**	**避難**	1.危険な場所から全員避難開始、避難誘導 **避難**	**避難**
警戒レベル5	**被災**	**被災**	**被災**	**被災**	**被災**
翌日以降	1.消防団に災害状況確認・監視依頼、災害状況取りまとめ 2.消防の被災写真等、市へ逐次報告、指示を受ける。 3.実行班長に安否確認、被害情報報告指示（携帯） 4.実行班長から安否報告受理(携帯)、避難状況とりまとめ 5.市及びその他団体との連絡調整	同左本部長内容確認、補佐 1.ボランティアの手配・受入れ管理		1.被災状況の調査、安否確認 2.安否確認、被害状況本部に報告	1.災害状況の調査、安否確認(実行班長と連携)

（風水害時）常和区自主防災組織タイムライン

	警戒・災害時要援護者の避難支援・避難指示の伝達・避難誘導・緊急事態対応		避難所管理
	警戒班（消防団・交通安全協会）	救出救護班(消防団ＯＢ、民生児童委員、看護師、防災チーム)	避難所運営班(日赤奉仕団、保健補導員、防災チーム、看護師、避難後は実行班長、公民館役員合流)
役割	1.土のう準備・設置 2.警戒・監視・避難誘導・初期消火 3.避難指示の伝達、安全な避難場所の指示	1.災害要支援者の避難支援 2.被災者の救出活動と応急手当等 3.救出・救護者の避難誘導、避難指示の伝達 4.ボランティアの受け入れ及び指揮	1.避難所開設準備・開設 2.避難者受入れ管理 3.避難所運営管理
警戒レベル1 〈避難情報等〉 早期注意情報 〈住民行動〉 最新情報に注意 災害への心構えを高める	1.土のう準備、土のう作り 2.スコップ・照明等必要資材、機材のチェック **出動**		1.食料調達準備(備蓄又は持ち寄り) 2.炊き出し方法、道具の準備・確認
警戒レベル2 〈避難情報等〉 大雨・洪水注意報 〈住民行動〉 避難行動の確認	1.災害対策本部設置の放送で公民館に集合 組織の体制確認、不足の対応方法指示 2.水防活動が必要な場所の確認、水防活動準備 土のう確保、資器材の整備点検、団員配備計画確認 3.警戒巡視	1.災害対策本部設置の放送で公民館に集合 組織の体制確認、不足の対応方法指示 2.常和区住宅地図の確認、要援護者の確認 3.避難支援車、備品等の準備 4.応急手当の準備(救急箱確認) 5.看護師の確認	1.災害対策本部設置の放送で公民館に集合 組織の体制確認、不足の対応方法指示 2.避難所設営手順、備品準備、担当者割振り 3.避難所開設準備 4.避難所開設準備終了報告
警戒レベル3 〈避難情報等〉 高齢者等避難 〈住民行動〉 危険な場所から高齢者・障がい者等避難	1.水防活動開始 土のう設置 2.危険個所のパトロール、通行止め 3.警戒・巡視状況を逐次災害対策本部へ報告	1.要支援者の避難支援、避難所への搬送	1.避難者受入、避難所管理 ・受付 ・避難所内の割当・誘導 ・ルールの周知 2.災害対策本部への報告 3.市災害対策本部への報告
警戒レベル4 危険な場所から全員避難 命の危険！直ちに身の安全確保	1.警戒・巡視状況写真を逐次災害対策本部へ報告 2.越水等(見込み含む)発見したら 災害対策本部、市・消防に報告 3.避難指示の伝達 **避難(班長は平賀詰所)**	1.救出・救護者の避難誘導 2.避難指示の伝達 **避難**	1.避難者受入、避難所管理 ・受付 ・避難所内の割当・誘導 ・ルールの周知 2.災害対策本部への報告 3.市災害対策本部への報告
警戒レベル5	**被災**	**被災**	**被災**
翌日以降	1.消防団は状況確認・監視・災害対策本部・消防に報告 2.消防の被災写真等、市へ報告	1.応急手当 2.看護師の依頼 3.救急車の手配 4.避難者の健康確認	1.ご近所宅避難者に炊き出しできる準備、炊き出し 2.配給品の受け入れ、配布

ルール　周

2 常和区自主避難ルール

この自主避難ルールは、令和元年 10 月の台風災害を踏まえて、常和区独自に定めたものです。

警戒レベル	区　　民	自主避難の基準		行政からの情報	
		川沿い・土砂災害特別警戒区域	左記以外の全域	避難情報	気象情報
1	**最新情報に注意** **災害への心構えを高める**			**早期注意情報**	
2	**避難行動の確認** (避難する場所) (避難する方法)	**下記の基準値のいずれかに達する恐れのある時、区長は自主避難放送を行う**		**大雨洪水注意報**	注意報 大雨・洪水
3	**★危険な場所から高齢者等は避難** 家族居場所、非常持出など確認	雨量　単位mm 初谷：150mm 常和： 50mm 水位 公民館　：50% 常和橋　：50%	雨量 初谷：200mm 常和： 80mm 水位 公民館　：70% 常和橋　：70%	**高齢者等避難** **市が発令**	警戒レベル３相当 警　報 大雨・洪水
4	**★危険な場所から全員避難**	雨量 初谷：200mm 常和：80mm 水位 公民館　：70% 常和橋　：70%	雨量 初谷：300mm 常和：150mm 水位 公民館　：90% 常和橋　：90%	**避難指示** **市が発令**	警戒レベル４相当 **土砂災害警戒情報**
5	**★命の危険！** **直ちに身の安全確保**			**緊急安全確保** **市が発令**	警戒レベル５相当 大　雨 特別警報

※災害復旧工事終了後、避難基準の見直しを行います。

※危険な場所とは常和区防災マップの田子川沿いの黄緑、黄色区域、赤の土砂災害特別警戒区域（但し、危険を感じたら直ぐ避難））

3、大雨・洪水に対する重点パトロール箇所

班	マップ番号	場　所 **※太字は土砂災害特別警戒区域**	チェックポイント	パトロール者（消防団員）
1班 3名	①	田子川（公民館入口）	水位標	
	②	田子川（10号橋上下流）	水位	
	③	南沢（北沢合流点～水間亀治さん横）	水位・護岸状況	
	④	**※信豊庵裏斜面**	落石・斜面崩壊・湧水	
	⑤	北沢（　さん上カーブ）天神	越水	
	⑥	久保の市道 （用水取水口～　さん）	市道浸水 水門閉鎖	
	⑦	**※第8実行班北斜面**	落石・斜面崩壊・湧水	
	⑧	**※大昌寺裏斜面**	落石・斜面崩壊・湧水	
2班 3名	⑨	消防詰所前	下宿用水の水門閉鎖	
	⑩	常和橋（田子川・さんがり川合流点）	さんがり川暗渠の埋塞 桜田用水の水門閉鎖	
	⑪	田子川（常和橋下流落差工）	水位標・落差工下の洗堀	
	⑫	田子川（大曲）	水位・護岸状況	
	⑬	田子川（集会所～伝々橋）	水位・護岸状況	
	⑭	**※切石交差点～団地横斜面**	落石・斜面崩壊・湧水 倒木	
	⑮	**※やまねの市道沿い斜面**	落石・斜面崩壊・湧水	
3班 2名	⑯	山田道	北の入川の増水状況	
	⑰	**※稲荷山斜面**	落石・斜面崩壊・湧水	
	⑱	さんから観音寺 ・さんがり川 **※南西斜面** ・観音寺道路	屈曲部の溢水 落石・斜面崩壊・湧水 道路沿いの石垣変状	
	⑲	**※日影道沿い斜面**	落石・斜面崩壊・湧水	
	⑳	第11実行班裏斜面	落石・斜面崩壊・湧水	

4、家庭内の防災対策

（1）普段の防災対策

【家庭会議の開催】

① 防災マップ、ハザードマップ等で危険な場所か確認
② 屋内安全確保が可能か確認
③ 避難経路、避難場所の確認
④ マイタイムライン作成・確認
⑤ 避難カードへの記入
⑥ 避難時の連絡方法の確認
⑦ 非常持出品のチェックと点検

非常持出品チェックリスト

□携帯電話　□携帯ラジオ　□救急用品（絆創膏、消毒薬、持病の薬など）
□食料品　（□飲料水、□乾パン、□缶詰、□粉ミルク（赤ちゃん用）
□懐中電灯、□予備電池、□貴重品、（□現金、□預金通帳、□印鑑、□健康保険証）
□雨具、□マスク、□体温計、□消毒液、□携帯トイレ、□スリッパ、□靴入れ袋

⑧ 非常備品の確保（最低３日分）

□飲料水（１人１日３㍑を目安）□非常食品（米、レトルト食品、缶詰など）
□燃料類（卓上コンロ、ガスボンベ、固形燃料）□携帯トイレ□常備薬
□生活用品（衣類、タオル、ウエティッシュ、雨具、生理用品、紙おむつなど）

⑨ 隣近所、常和区自主防災組織への協力体制（マイタイムラインへ反映）

（2）気象警報等発表時の対応

①避難の準備（非常持出品・服装などの確認）
②情報の収集（防災無線、防災メール、地区広報、テレビ、ラジオ等の情報）

（3）避難開始

①避難の判断

○自主避難
洪水、土石流、がけ崩れ等発生の恐れがある場合や、裏山やがけ地に異変があった時、または地区自主防災組織で避難を判断した時は決めた場所へ避難する。

○避難指示による避難
市災害対策本部より高齢者等避難、避難指示が発令された時は、直ちに指定された避難所等、へ避難する。

避難指示・・・・危険な場所から全員避難する必要があります。公的避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や自宅内のより安全な場所に避難しましょう。

○自宅待機
土石流の発生の恐れがなく、また浸水高より高い階以上に避難可能な場合は、自宅で待機する。

②避難時の注意事項

□携行品（非常持出袋や貴重品等）は必要最小限とし、リュックタイプの袋などに入れ、両手が使える状態で避難する。
□火の始末を行う。
□ガスの元栓を閉める。
□電気のブレーカーを落とす。
□家の戸締りをする。
□帽子等で頭部を保護し、長靴や吐きなれた靴、動きやすい安全な服装で避難
□危険個所は避け迂回してでも安全な経路で避難する。（班単位等）
□隣近所で声お掛け合い、できるだけ集団で移動する。
・危険個所　浸水している道路
増水している河川沿いの道路や橋
がけ沿いの道路等
□屋外が豪雨や浸水により避難所へ避難することに危険を感じた場合は、無理に避難せず、自宅の２階など、安全な場所に避難する。
□地区自主防災組織、消防職員、消防団員、警察官、市の職員等の誘導が有る場合にはその指示に従う。
□避難時に援護が必要な寝たきり老人、障害者等の災害時に自力で避難することが困難な人については、隣近所で協力し合って避難する。避難が困難な場合は常和区自主防災組織や消防団へ要請する。
□避難メモの表示
玄関へ避難したことのメモを貼りだす。（必ず表示）

○○○○へ

○○の避難所へ避難しています。

○○○○

③ 避難場所の確認

自主避難による避難場所は、原則各自で定めた避難場所とし、また必要に応じて常和区は協定先企業に一時避難所の開設を要請し一時避難所を開設する。避難指示が発令された場合は市災害対策本部より指定された広域避難場所へ集団で避難（避難経路は「避難経路図」）する。ただし、避難することが困難な場合、常和区自主防災組織は、直ちに市災害対策本部へ連絡し指示に従う。

近くの市指定避難所は「佐久城山小学校」、指定緊急避難場所は「城山保育園」「佐久城山児童館」「佐久総合運動公園」、常和区協定先一時避難所は「㈱高見沢サイバネティックス」「㈱バイタル」です。

「指定避難場所（屋内）・・・・
「一時避難場所（屋外、屋内）・・・・

※風水害時の避難場所は、土砂災害、浸水害の危険性の低い公民館等に設置する。
※指定されている広域避難場所は、実際の災害状況により市から別の広域避難場所へ変更される場合がある。

④避難場所に着いたら

・避難所へ避難したら避難カードに避難状況を記入し提出する。
・いろいろな人が避難しているので、マナーを守り、お互い助け合う。
・避難場所運営に協力し避難所ルールに従う。

避難カード

佐久市

世帯主	佐久　太郎	住　所	佐久市　常和　　○○番地

※避難○×	氏　　名	続　　柄	避難できない理由
×	佐久　太郎	本人	会　社
○	佐久　花子	妻	
○	佐久　○　○	長男	
○	佐久　○　○	長女	
○	佐久　○　○	父	
○	佐久　○　○	母	
○			

1、最寄りの避難場所に避難したら、地区自主防災組織役員に提出する。
2、出先等でカードが無い場合は避難所に用意してあるカードに、氏名、避難状況等記入し提出する。

3、避難状況に変更が生じた場合はその都度地区防災組織担当に報告する

５、避難指示の伝達。

（１）避難指示の伝達事項

避難指示は次の事項について伝達する。

① 発令者　②避難を行う理由　③避難を行う地区名
④避難場所　⑤避難時の注意事項

（２）住民への伝達方法

避難指示された場合には、防災無線や防災メール等及び消防団、警察官、地区自主防災組織等の協力を得て関係住民に周知する。

① 防災無線及び防災メール等による伝達。
② 広報車、ハンドマイク等による伝達。
③ 消防団、自主防災組織（救出救護班、警戒班）による戸別伝達

【地震対策】

（南海トラフ地震の場合）

１、地震発生時のフローチャート

佐久市役所の対応　　自主防災組織の対応

●警戒体制　南海トラフ地震臨時情報（調査中）　●警戒体制　本部

●警戒本部設置準備　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

（巨大地震に注意）（調査終了）

・市職員召集　　**・自主避難準備**

・防災無線及び防災メール等による広報

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

●警戒本部設置

・防災無線及び防災メール等による広報

・広報車による広報

市職員・消防署・消防団

●災害対策本部設置　本部全班

・地区放送設備等による住民への伝達

・指定避難場所開設検討

・防災無線、テレビ、ラジオ等による情報収集

※警戒宣言発令時の避難対象は、急傾斜地崩壊危険個所の指定地区

避難勧告地区

その他の地区

自宅待機　自主避難

指定避難場所（広場・公園）
（　　）

自主防災組織活動拠点

状況により集団で避難

指　定　避　難　所
（市警戒本部より指示）

避難場所運営委員会
の編成・運営

地　震　発　生

●市災害対策本部設置

大きな余震等の恐れがなくなってから施設内へ避難又は帰宅

2、自主防災組織の対応

（1）警戒体制　本部

一般的な地震は予知することが困難であるが、南海トラフ地震は、前兆現象の捕捉により、唯一、予知できる可能性があるとされる地震である。

そのため、南海トラフ地震の発生が予想される場合には、次のような情報が発表される。

情報を受けてからの行動は以下の通りである。

地震に関する情報	情報を受けてから行動
南海トラフ地震に関連する調査情報	まだこの段階では、地震の発生については定かでないため、市やテレビ、ラジオからの情報に注意する。
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震に注意）	南海トラフ地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合で、避難対象地区はいつでも避難できるよう準備を始める。
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震に警戒）（警戒宣言　発令）	南海トラフ地震が発生する恐れがあると認められた場合で、避難対象地区では地区で指定している一次避難所へ避難を開始する。その他の地区でもいつでも避難できるよう準備を整える。

※南海トラフ地震臨時情報は情報のあとに「調査中」、「巨大地震警戒」「巨大地震注意」「調査終了」のキーワードを付記し、南海トラフ地震臨時情報「巨大地震警戒」等の形で情報発表される。

（2）災害対策本部設置　本部　全班

地震発生前

① “警戒宣言“の発令を受けて、ただちに災害対策本部を地区指定避難場所に設置する。災害対策本部を設置した場合は、佐久市役所へ連絡をする。

② 災害対策本部設置後ただちに本部会議を開催し、今後の対応について協議する。

③ 避難場所運営班は指定避難所の受け入れ準備をする。

避難対象地区※1では避難者の受入れを行い、その他の地区では、自主避難してきた住民の受入れを行う。

※1避難対象地区は急傾斜地崩落危険個所（県で指定）

地震発生後

④ 警戒班等によりパトロールを実施し、避難時に注意が必要な危険個所を把握する

パトロールの結果を災害対策本部へ報告し、危険個所を住民に周知し避難に役立てる。

⑤ 災害対策本部は、被害状況及び避難状況を佐久市役所へ報告する。

※各班の対応については「本部及び各班の対応」を参照

（3）災害対策本部解散

会長が一連の災害対応が終了したと判断した時、災害対策本部を解散する。

3、家庭内の防災対策

（1）普段の防災対策

【家庭会議の開催】

① 家族一人一人の役割分担の確認
② 家の内外の危険個所チェック
③ 家具転倒落下防止チェック
④ 避難経路、避難場所の確認
⑤ 避難カードへの記入
⑥ 避難時の連絡方法の確認
⑦ 非常持出品のチェックと点検

非常持出品チェックリスト
※「風水害対策」参照

⑧ 非常備品の確保（最低3日分）

非常備品チェックリスト
※「風水害対策」参照

⑨ 隣近所、地区自主防災組織への協力体制

（2）警戒宣言発令時の対策

① 避難対象地区では避難開始。その他の地区は、避難の準備（非常持出品・服装・避難口の確保など）

②火の始末（火気使用機器、ガスの元栓、不要な電気機器のコンセントなど）

③ 情報の収集（防災無線、防災メール、地区広報、テレビ・ラジオ等の情報）

（3）避難行動

①避難の判断

○警戒宣言発令と同時に避難

避難対象である急傾斜地崩壊危険個所地区は警戒宣言発令と同時に避難する。

○避難指示による避難

地すべり危険個所等、状況により市警戒本部からの避難指示により避難する。

○自宅待機

上記地区以外で、耐震住宅または耐震改修済み住宅は宅地内での待機とし、その他の住宅に合っては建物の高さの1.5倍以上離れた庭や広場に待機する。

②避難時の注意事項

□携行品（非常持出袋や貴重品等）は必要最小限とし、リュックタイプの袋などに入れ、両手が使える状態で避難する。
□火の始末を行う。
□ガスの元栓を閉める。
□電気のブレーカーを落とす。
□家の戸締りをする。
□帽子等で頭部を保護し、長靴や吐きなれた靴、動きやすい安全な服装で避難する。
□危険個所は避け迂回してでも安全な経路で避難する。（班単位等）
□隣近所で声お掛け合い、できるだけ集団で移動する。
□地区自主防災組織、消防職員、消防団員、警察官、市の職員等の誘導が有る場合にはその指示に従う。
□避難時に援護が必要な寝たきり老人、障害者等の災害時に自力で避難することが困難な人については、隣近所で協力し合って避難する。避難が困難な場合は地区自主防災組織や消防団へ要請する。
□避難メモの表示
玄関へ避難したことのメモを貼りだす。（必ず表示）

○○○○へ

○○の避難所へ避難しています。

○○○○

③ 避難場所の確認

警戒宣言発令時の避難場所は、各地区ごとに定めた指定避難場所（屋外）を一次避難場所とし、指定避難場所が避難勧告区域内の場合は、地区自主防災組織または関係機関の指示により、避難勧告区域外の二次的避難場所へ集団で避難する。
※東海地震の“警戒宣言”発令中は施設内への収容は原則として行わないが、例外として、屋外避難が困難な災害時要援護者等は、市が指定する避難施設に避難させる。
※地震発生により被災した場合は、「佐久市地域防災計画」に基づき、市災害対策本部の指示により地区の指定避難場所から、指定避難所へ集団避難する。

（4）避難所に着いたら

※「風水害対策」参照

4、避難指示の伝達

※「風水害対策」参照

（突発的な大規模地震の場合）

1、 地震発生のフローチャート

２、　自主防災組織の対応

（１）災害対策本部設置

① 大地震が発生した場合、直ちに災害対策本部を設置する。

② 災害対策本部設置と共に、避難場所運営班は指定避難場所を開設し、避難者の受入れを行う。

③ 警戒班等によりパトロールを実施し、避難時に注意が必要な危険個所を把握する。パトロールの結果を災害対策本部へ報告し、危険個所を住民に周知するとともに、避難誘導班は避難誘導に役立てる。

④ 災害対策本部は、被害状況及び避難状況を佐久市役所へ報告する。

※各班の対応については「本部及び各班の対応」を参照。

（２）災害対策本部解散

会長が一連の災害対応が終了したと判断した時、災害対策本部を解散する。

３、　家庭内の防災対策

（１）普段の防災対策

Ｐ１６の【家族会議の開催】参照

（２）避難行動

① 避難指示による避難

市災害対策本部より避難指示が発令された時は、余震に注意しながら、直ちに指定避難所へ避難する。

② 避難時の注意事項

Ｐ１７【避難の注意事項】参照

③ 避難場所の確認

地区ごとに定めた指定避難場所（施設内）を一次避難所とする。

「指定避難場所（施設内）・・・・

※地震発生により被災した場合は、「佐久市地域防災計画」に基づき、市災害対策本部の指示により地区の指定避難場所から、指定避難所へ集団避難する。

（３）避難場所に着いたら

※「風水害対策」参照

（４）避難指示の伝達　　※「風水害対策」参照

第４編　指定避難場所運営委員会の発足

地区の指定避難場所と異なり、指定避難所は各地区から多くの避難者が集結してくるため、秩序ある避難所の管理運営のために、避難者の各地区の自主防災組織の役員が中心となり「避難所運営委員会」を組織する。避難所運営の主体は、避難者が組織する避難者運営委員会とし、市職員、学校、施設管理者及びボランティアは、その支援にあたるものとする。

１.地区指定避難場所から指定避難所への避難

指定避難場所から指定避難所へ集団避難する場合、地区自主防災組織は住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難誘導を行う。

（１）避難要領

① 傷病者、高齢者、障害者及び乳幼児等の災害時要援護者を優先して避難させる

② 徒歩を原則として、車両による避難を避ける。

ただし、歩行不可能な避難者は、警察署、消防署、消防団等の協力により搬送する。

③ 単独行動を避け、班編成などによりまとまって避難する。

④ 広範囲な避難で地区のみで対応できない場合は市に対し協力要請を行う。

⑤ 避難路は、災害発生危険個所を避け、指定ルートが危険な場合は、安全な経路を選定する。

⑥ 避難後の警戒にあたっては、警察と協力し、消防団が中心となり地区内の防火防犯活動を行う。

２.避難所の運営

（１）運営の基本方針

① 避難所の運営は、避難地域の地区自主防災組織が中心となって自主的に運営する

② 地区自主防災組織が未結成の地域についても自治会等の役員が運営委員会に参加する。

③ 住民による自主運営が不可能な場合は、市職員が主体となり施設管理者、地域住民、ボランティア等の支援を得て、避難所の運営を行う。

3.指定避難所運営計画

（1）避難所運営委員会の組織図

（2）各班の役割

運営委員会本部

① 関係機関との連絡調整及び各班の調整を行う。

② 避難所の状況を把握し、各班長、避難場所担当者の市職員、学校、施設管理者ボランティア等の関係者によるミーティングを１日１回以上行う。

③ その他運営委員会の定めた事項。

総務班

① 避難所運営ルールを作成し、避難者に周知・協力を求める。

② 防災資機材や備蓄品の取り扱い及び管理を行う。

③ 避難所生活を避難住民の協力を得ながら秩序あるものとして維持するため、必要があれば保安要員を確保し、避難場所内のパトロールを行う。

④ ボランティアの受入れや調整を行う。

⑤ 避難所日誌を作成する。

⑥ 避難所運営委員会の庶務及び事務局を担当する。

⑦ その他運営委員会の定めた事項

情報伝達班

① デマやパニックを防止するため、情報管理の一元化を図る。
② 避難所担当の市職員、学校、施設管理者との連絡調整を行い、避難所生活に必要となる生活関連情報、生活支援情報等を収集し伝達する。また、避難所での要望等も伝達する。
③ 入手した情報を避難者へ校内放送や掲示板等を利用して伝達する。
④ その他運営委員会の定めた事項。

救出救護班

① 障害者、お年寄り、傷病者の方々を援護する。
② 負傷者の応急手当、医療機関への誘導、搬送の手配をする。
③ 医療拠点となった避難所では、医師と連携し、傷病者の救護を行う。
④ その他運営委員会の定めた事項。

清掃班

① 仮設トイレを管理する
② 避難所からのゴミの出し方（分別）のルールーを徹底させる。
③ ゴミ収集及び焼却施設が稼働するまでの間、施設内においてゴミを処理（保管）する。
④ 避難所の清掃を行う。
⑤ 本部へ必要な防疫用薬剤等を要請し、衛生害虫の駆除を行う。
⑥ その他運営委員会の定めた事項。

物資分配班

① 備蓄食料や救援物資、生活必需品の受入れ、配布をする。
② 必要となる救援物資・数量等を把握する。
③ その他運営委員会の定めた事項。

給食給水班

① 給食施設がある避難所では、市職員と連携し、炊き出しを行う。
② 給水時に混乱が起こらないように対策を講じる。
③ 名簿総括班、物資分配班と連携し、炊き出しに必要な材料、燃料等を市職員を通じて本部に要請し、確保する。
④ その他運営委員会の定めた事項。

名簿総括班

① 避難カードにより避難者の実態を把握し、避難所対応職員へ報告する。
② 名簿の一元管理を行い、入所者、出所者を把握する。
③ 一般の避難者の名簿だけでなく、要援護者、帰宅困難者等の避難者名簿を別途作成管理し、市本部へ報告する。
④ 作業各班に情報を提供し、各班の活動がスムーズに行えるよう連携を密にする。
⑤ その他運営委員会の定めた事項